

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正</p>	<p>定型的な業務等をより効率的に実施できるよう、意思決定のプロセスを簡素化・迅速化するため、所用の改正をしようとするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1014 328 2040 520">1 事務局の課長補佐等及び教育機関の課長等に専決権限を付与 定型的かつ裁量の余地の少ない軽易な事務について、事務局の課長補佐等及び教育機関の課長等による専決を可能とする。 (第三条関係)</li> <li data-bbox="1014 587 2040 778">2 専決事項の拡充、追加 既存の専決事項を具体化するとともに、新たな専決事項を規定し、各事項の重要性に応じて専決権者を設定 (第三条、別表関係)</li> <li data-bbox="1014 845 2040 1037">3 代決の制限 代決に関する運用を厳格化し、事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なものに限定 (第十一条関係)</li> <li data-bbox="1014 1104 2040 1197">4 その他 その他所要の改正を行う。</li> <li data-bbox="1014 1264 2040 1356">5 施行期日 令和7年4月1日から施行する。</li> </ol>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局  
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令第甲第五号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

第二条第三号中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。第十三条を除き、以下同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

八 教育機関の課長等 学校以外の教育機関に所属する職員であつて教育長が別に定めるものをいう。

第三条第一項中「課長等及び」を「課長、課長補佐等、」に改め、「教育機関の長」の下に「及び教育機関の課長等」を加え、「別表第一及び別表第二」を「別表」に改め、同条第二項中「人権・地域教育課長」を「人権・地域教育課長補佐」に、「別表第二に関する」を「別表の二の表1の項に掲げる」に改める。

第四条中「、新規な事項並びに」を「及び」に改める。

第十一条の見出し中「合議」を「回議」に改め、同条第一項中「回議」を「合議」に改め、「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により承認することができない状態にあることをいう。以下この条において同じ。）」を加え、「前五条」を「第五条から前条まで」に改め、同条第二項中「及び」を「並びに合議を受ける者及び当該合議を受ける者の」に、「場合には、その旨を表示して」を「ときは、「不在」として」に、「決裁」を「承認」に改め、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「前四条」を「第五条から前条まで」に、「急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの」を「事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なもの」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第九条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

第十条 教育機関の課長等が不在のときは、教育機関の長がその事務を代決することができる。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 課長補佐等が不在のときは、課長等がその事務を代決することができる。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

一 教育長名で処理する事務（教育委員会名で処理する事務のうち教育長の権限に属する事務を含む）

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
1 教育委員会に関する事務	付議	教育委員会への付議の決定に関すること。	○					
	報告	教育委員会への報告の決定に関すること。	○					
		教育委員会への報告の決定のうち定型的又は軽易なものに関すること。		○				
2 告示、要綱等	告示	告示のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。		○				
		告示の制定及び改廃に関すること。			○		○	
	公告及び公表	公告及び公表のうち重要なものに関すること。		○				
		公告及び公表に関すること。			○		○	
	要綱等	要綱等（要領、要項その他これらに類するものを含む。以下同じ。）の制定及び改廃のうち重要なものに関すること。	○					
要綱等の制定及び改廃に関すること。				○		○		
3 通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申、届等	通知等	通知等のうち重要なものの発出等に関すること。		○				
		通知等の発出等に関すること。			○		○	
		通知等のうち定型的又は軽易なもの発出等に関すること。				○		○
4 証明、認定等	証明等	事件に関する証明等に関すること。			○		○	
		事件のうち定型的又は軽易なもの証明等に関すること。				○		○
	事実行為に対する認定、確認等	事実行為に対する認定等に関すること。			○		○	
		事実行為のうち定型的又は軽易なもの認定等に関すること。				○		○
5 不服申し立て	不服申し立て	裁決その他行政不服審査のうち重要なものに関すること。		○				
		行政不服審査に関すること。			○		○	
6 情報公開	情報提供	行政文書の提供のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	○	
7 議会	県議会	県議会のうち重要なものに関すること。	○					
		県議会に関すること。			○		○	
8 許認可等	行政指導	行政指導のうち重要なものに関すること。		○				
		行政指導に関すること。			○		○	
	申請に対する処分	審査基準等の策定等に関すること。		○				
		申請に対する処分のうち重大なものに関すること。	○					
		申請に対する処分に関すること。			○		○	
		申請に対する処分の手続等に関すること。				○		○
	不利益処分	処分基準等の策定等に関すること。		○				
		不利益処分のうち重大なものに関すること。	○					
		不利益処分及び処分の求めに係る調査に関すること。			○		○	
		不利益処分に関する手続等に関すること。				○		○
指導監督	法人、団体等への指導監督に関すること。			○		○		
	法人、団体等への指導監督のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		○	
9 人事	任免及び勤務替え	非常勤職員の任免及び勤務替えに関すること。			○			総務課長及び教職員課長に限る。
	休業及び休職	休業の発令、心身の故障による休職処分に関すること。			○			総務課長及び教職員課長に限る。
	選考試験	選考試験の実施、合否決定等の手続に関すること。			○			教職員課長に限る。

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考	
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等		
10 給与	給与発令	職員の給与に関する発令をすること。			○			教職員課長に限る。	
	退職手当	職員の退職手当の決定及び支給を行うこと。			○			教職員課長に限る。	
	手当認定	職員の手当の確認、認定及び決定を行うこと。			○		○		
		児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当の支給及び同法第14条の規定による徴収に関すること。			○		○		
		市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係る手当の確認、認定及び決定を行うこと。			○				教職員課長に限る。
		市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第14条の規定による徴収に関すること。			○				福利課長に限る。
	会計年度任用職員の給与決定	会計年度任用職員の給与の決定に関すること。			○		○		
	旅費運用	旅費の調整を行うこと。			○				教職員課長に限る。
被服貸与	職員の被服貸与の決定又は変更に関すること。			○				総務課長及び教職員課長に限る。	
11 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	理事又は教育次長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	○						
	休暇、在宅勤務、欠勤等	理事又は教育次長の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関すること。	○						
	旅行命令、復命等	理事又は教育次長の旅行命令、復命等に関すること。	○						
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	理事又は教育次長の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関すること。	○						
	職務専念義務の免除	理事又は教育次長の職務専念義務の免除の承認に関すること。	○						総務課長の承認を要するものを除く。
		課長等及び教育機関の長の職務専念義務の免除の承認に関すること。		○					総務課長の承認を要するものを除く。
		課員の職務専念義務の免除の承認に関すること。			○				総務課長の承認を要するものを除く。
教育機関に属する職員の職務専念義務の免除の承認に関すること。						○		総務課長の承認を要するものを除く。	
12 栄典、表彰等	叙位、叙勲又は褒章	叙位、叙勲又は褒章の授与のうち重要なものに関すること。	○						
		叙位、叙勲又は褒章の授与に関すること。		○					
		叙位、叙勲又は褒章の授与に係る手続等に関すること。			○		○		
13 補助金等	申請等	補助金等の申請等に関すること。		○					
		補助金等の申請等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○		
	交付等	補助金等の交付等に関すること。		○					
		補助金等の交付等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○		
14 貸付金	貸付決定等	貸付金に関すること。		○					
		貸付金のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○		
15 協定、協議等	国等との協議等	国、地方公共団体等との協議等に関すること。		○					
		国、地方公共団体等との協議等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○		
	協定等の締結等	協定等(規約、覚書等を含む。以下同じ。)のうち重要なものに関すること。	○						
		協定等に関すること。		○					
協定等のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		○			

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
16 計画、大綱等	策定等	計画等の策定、改定又は廃止に関する事。	○					
		計画等のうち軽易なもの等の策定、改定又は廃止に関する事。			○	○		
	諸手続	計画等の策定等に向けた手続、計画等策定後の手続等に関する事。			○	○		
17 附属機関	諮問等	附属機関に対する諮問等に関する事。		○				
		附属機関に対する諮問等のうち定型的なものに関する事。			○	○		
	庶務	附属機関の設置、運営等に係る手続に関する事。			○	○		
18 附属機関以外の協議会、懇談会等	設置又は廃止	協議会等の設置又は廃止に関する事。		○				
		協議会等の設置又は廃止のうち軽易なものに関する事。			○	○		
	委員の任免	委員の任免に関する事。		○				
		委員の任免のうち定型的又は軽易なものに関する事。			○	○		
	意見聴取等	協議会等への意見聴取等のうち重要なものに関する事。		○				
		協議会等への意見聴取等に関する事。			○	○		
庶務	協議会等の設置、運営等に係る手続に関する事。			○	○			
19 請願等	実施	国等に対する陳情、要望、意見等に関する事。		○				
20 統計、調査、研究等	実施等	統計、調査、研究等のうち重要なものに関する事。		○				
		統計、調査、研究等に関する事。			○	○		
21 試験、選考等	実施等	試験、選考等のうち重要なものに関する事。	○					
		試験、選考等に関する事。			○	○		
22 行政資料等	収集、作成、配布等	行政資料等のうち重要なものの収集、作成、配布等に関する事。		○				
		行政資料等の収集、作成、配布等に関する事。			○	○		
		行政資料等のうち定型的又は軽易なもの等の収集、作成、配布等に関する事。				○	○	
23 研修会、講習会等	開催、運営、後援等	研修会等の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
		研修会等の開催等に関する事。			○	○		
		研修会等の開催等における定型的又は軽易な事務に関する事。				○	○	
		共催、後援等に関する事。			○	○		
24 会議、説明会等	開催、運営等	会議等の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
		会議等の開催等に関する事。			○	○		
		会議等の開催等における定型的又は軽易な事務に関する事。				○	○	
25 広報及び広聴	広報及び広聴	広報及び広聴等のうち重要なものに関する事。		○				
		広報及び広聴等に関する事。			○	○		
		広報及び広聴等のうち定型的又は軽易なものに関する事。				○	○	
	パブリックコメント、公聴会等	パブリックコメントの実施、公聴会の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
パブリックコメントの実施、公聴会の開催等に関する事。				○	○			
26 登記、供託等	登記等	登記、供託等に関する事。			○	○		
27 1～26に掲げる事務以外の意思決定	意思決定	意思決定のうち特に重要なものに関する事。	○					
		意思決定のうち重要なものに関する事。		○				
		意思決定に関する事。			○	○		
		意思決定のうち定型的又は軽易なものに関する事。				○	○	

二 補助機関名で処理する事務

事務の種類	事項	専決権者					備考
		理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
1 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	課長等の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事		○			
		課員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事				○	
		教育機関に属する職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事					○
	休暇、在宅勤務、欠勤等	課長等の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事		○			
		課員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事				○	
		教育機関に属する職員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事					○
	旅行命令、復命等	課長等の旅行命令、復命等に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の旅行命令、復命等に関する事		○			
		課員の旅行命令、復命等に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の旅行命令、復命等に関する事				○	
		教育機関に属する職員の旅行命令、復命等に関する事					○
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	課長等の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事		○			
		課員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事				○	
		教育機関に属する職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事					○
2 補助機関名で処理する事務のうち、1以外	理事又は教育次長名で処理する事務	理事又は教育次長名で処理する事務に関する事	○				
		理事又は教育次長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事		○			
		理事又は教育次長名で処理する事務のうち特に軽易なものに関する事			○		
	課長等名で処理する事務	課長等名で処理する事務に関する事		○			
		課長等名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事			○		
	教育機関の長名で処理する事務	教育機関の長名で処理する事務に関する事				○	
		教育機関の長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事					○

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、別に定があるもののほか、<u>教育長及び教育次長の権限に属する事務等</u>の決裁に関する事項を定め、もつて事務遂行上における責任の範囲を明らかにするとともに事務の能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 代決 教育長の補助機関が教育長又は専決権限を有する者等(以下「<u>決裁者</u>」という。<u>。</u>)が不在(出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。第十三条を除き、以下同じ。)の場合において、決裁者に代つて決裁することをいう。</p> <p>四 七 略</p> <p>八 <u>教育機関の課長等 学校以外の教育機関に所属する職員であつて教育長が別に定めるものをいう。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第三条 <u>理事、教育次長、課長等、課長補佐等</u>、<u>教育機関の長及び教育機関の課長等は、別表</u>に関する事務をそれぞれ専決することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>人権・地域教育課長補佐は、同和問題関係史料センターに係る別表の二の表1の項に掲げる事務を専決することができる。</u></p> <p>(専決の制限)</p> <p>第四条 前条の規定にかかわらず、特命があつた事項、重要もしくは異例と認められる事項</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、別に定があるもののほか、<u>教育長及び教育次長の権限に属する事務の決裁</u>に関する事項を定め、もつて事務遂行上における責任の範囲を明らかにするとともに事務の能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 代決 教育長の補助機関が教育長又は専決権限を有する者等(以下「<u>決裁者</u>」という。<u>。</u>)が不在の場合において、決裁者に代つて決裁することをいう。</p> <p>四 七 略</p> <p>(専決)</p> <p>第三条 <u>理事、教育次長、課長等及び教育機関の長は、別表第一及び別表第二に関する事務</u>をそれぞれ専決することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>人権・地域教育課長は、同和問題関係史料センターに係る別表第二に関する事務を専決することができる。</u></p> <p>(専決の制限)</p> <p>第四条 前条の規定にかかわらず、特命があつた事項、重要若しくは異例と認められる事項</p>

改正案	現行
<p>及び疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p>	<p>、新規な事項並びに疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p>
<p>第八条 課長補佐等が不在のときは、課長等がその事務を代決することができる。</p>	<p>第八条 略</p>
<p>第九条 略</p>	<p>第八条 略</p>
<p>第十条 教育機関の課長等が不在のときは、教育機関の長がその事務を代決することができる。</p>	<p>第九条 前四条の代決については、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたものに限り、これを行うことができるものとする。</p>
<p>(代決の制限)</p> <p>第十一条 第五条から前条までの代決については、事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なものに限り、これを行うことができるものとする。</p>	<p>(代決の制限)</p> <p>第九条 前四条の代決については、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたものに限り、これを行うことができるものとする。</p>
<p>第十二条 略</p> <p>(合議の場合の準用)</p> <p>第十三条 決裁に至るまでの手続過程において合議を受ける者が不在(出張、病気その他の理由により承認することができない状態にあること)をいう。以下この条において同じ。)の場合においては、第五条から前条までの規定を準用する。</p>	<p>第十条 略</p> <p>(回議の場合の準用)</p> <p>第十一条 決裁に至るまでの手続過程において回議を受ける者が不在の場合においては、前五条の規定を準用する。</p>
<p>2 前項の場合において、回議を受ける者並びに合議を受ける者及び当該合議を受ける者の代決権限を有する者がともに不在のときは、「不在」として上司の承認を受けることができる。この場合において遅滞なく後閲を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、回議を受ける者及び代決権限を有する者がともに不在の場合には、その旨を表示して上司の決裁を受けることができる。この場合において遅滞なく後閲を受けなければならない。</p>
<p>附則 略</p>	<p>1 附則 略</p> <p>2 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、当分の間、従前の例によることができる。</p>

改正案

現行

別表（第3条、第9条、第10条関係）

別表第一（第三条関係）

※別紙

理事、教育次長及び課長等専決事項

<p>理事及び教育次長専決事項</p>	<p>課長等専決事項</p>
<p>一 課長等の旅行命令及び復命に関すること。</p>	<p>一 課員等の旅行命令及び復命に関すること。</p>
<p>二 課長等の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。</p>	<p>二 課員等の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。</p>
<p>三 教育機関の長の宿泊を要する県外旅行命令及び復命に関すること。</p>	<p>三 課員等の服務に関する願及び届の処理に関すること。</p>
<p>四 課長等の服務に関する願及び届の処理に関すること。</p>	<p>四 課員等の事務分担に関すること。</p>
<p>五 軽易(定例的なものを含む。)な事件に係る告示、公告及び公表に関すること。</p>	<p>五 行政資料の収集、作成及び配付に関すること。</p>
<p>六 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申及び届に関すること。</p>	<p>六 軽易な事件に係る証明に関すること。</p>
<p>七 研修会、講習会等の実施に関すること。</p>	<p>七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項及び第十九条第一項の</p>
<p>八 課長等の私有自動車等に係る公務使用の承認に関する</p>	<p>第三項の</p>

改正案

現行

ること。

規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

八 課員等の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の承認及び決定に関すること。

九 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の承認及び決定に関すること(教職員課長に限る。)

十 課員等に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること。

十一 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支

改正案

現行

給並びに同法第十四条の規定による徴収に関すること（福利課長に限る。）  
<sup>9</sup>  
十二 課員の私有自動車等に係る公務使用の承認に関すること。

別表第二（第三条関係）

教育機関の長専決事項

- 一 教育機関の長の県内及び宿泊を要しない県外旅行命令に関すること。
- 二 教育機関の長及び所属職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。
- 三 教育機関の長及び所属職員の服務に関する願及び届の処理に関すること。
- 四 所属職員の旅行命令及び復命に関すること。
- 五 所属職員の事務分担に関すること。
- 六 軽易な事件に係る証明に関すること。
- 七 教育機関の長及び所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること。<sup>9</sup>
- 八 日直又は宿直勤務の命令に関すること。<sup>9</sup>
- 九 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。
- 十 教育機関の長及び所属職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法

	改 正 案
<p data-bbox="1774 826 2027 1391">第十四条の規定による徴収に関すること ° 十一 所属職員の私有自動車等に係る公務 使用の承認に関すること。</p>	現 行

別表（第3条、第9条、第10条関係）

一 教育長名で処理する事務（教育委員会名で処理する事務のうち教育長の権限に属する事務を含む）

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
1 教育委員会に関する事務	付議	教育委員会への付議の決定に関すること。	○					
	報告	教育委員会への報告の決定に関すること。	○					
		教育委員会への報告の決定のうち定型的又は軽易なものに関すること。		○				
2 告示、要綱等	告示	告示のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。		○				
		告示の制定及び改廃に関すること。			○		○	
	公告及び公表	公告及び公表のうち重要なものに関すること。		○				
		公告及び公表に関すること。			○		○	
	要綱等	要綱等（要領、要項その他これらに類するものを含む。以下同じ。）の制定及び改廃のうち重要なものに関すること。	○					
要綱等の制定及び改廃に関すること。				○		○		
3 通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申、届等	通知等	通知等のうち重要なものの発出等に関すること。		○				
		通知等の発出等に関すること。			○		○	
		通知等のうち定型的又は軽易なもの発出等に関すること。				○		○
4 証明、認定等	証明等	事件に関する証明等に関すること。			○		○	
		事件のうち定型的又は軽易なもの証明等に関すること。				○		○
	事実行為に対する認定、確認等	事実行為に対する認定等に関すること。			○		○	
		事実行為のうち定型的又は軽易なもの認定等に関すること。				○		○
5 不服申し立て	不服申し立て	裁決その他行政不服審査のうち重要なものに関すること。		○				
		行政不服審査に関すること。			○		○	
6 情報公開	情報提供	行政文書の提供のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	○	
7 議会	県議会	県議会のうち重要なものに関すること。	○					
		県議会に関すること。			○		○	
8 許認可等	行政指導	行政指導のうち重要なものに関すること。		○				
		行政指導に関すること。			○		○	
	申請に対する処分	審査基準等の策定等に関すること。		○				
		申請に対する処分のうち重大なものに関すること。	○					
		申請に対する処分に関すること。			○		○	
	不利益処分	申請に対する処分の手続等に関すること。				○		○
		処分基準等の策定等に関すること。		○				
		不利益処分のうち重大なものに関すること。	○					
		不利益処分及び処分の求めに係る調査に関すること。			○		○	
	指導監督	法人、団体等への指導監督に関すること。			○		○	
法人、団体等への指導監督のうち定型的又は軽易なものに関すること。					○		○	
9 人事	任免及び勤務替え	非常勤職員の任免及び勤務替えに関すること。			○			総務課長及び教職員課長に限る。
	休業及び休職	休業の発令、心身の故障による休職処分に関すること。			○			総務課長及び教職員課長に限る。
	選考試験	選考試験の実施、合否決定等の手続に関すること。			○			教職員課長に限る。

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
10 給与	給与発令	職員の給与に関する発令をすること。			○			教職員課長に限る。
	退職手当	職員の退職手当の決定及び支給を行うこと。			○			教職員課長に限る。
	手当認定	職員の手当の確認、認定及び決定を行うこと。			○		○	
		児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当の支給及び同法第14条の規定による徴収に関すること。			○		○	
		市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係る手当の確認、認定及び決定を行うこと。			○			教職員課長に限る。
		市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第14条の規定による徴収に関すること。			○			福利課長に限る。
	会計年度任用職員の給与決定	会計年度任用職員の給与の決定に関すること。			○		○	
	旅費運用	旅費の調整を行うこと。			○			教職員課長に限る。
被服貸与	職員の被服貸与の決定又は変更に関すること。			○			総務課長及び教職員課長に限る。	
11 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	理事又は教育次長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	○					
	休暇、在宅勤務、欠勤等	理事又は教育次長の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関すること。	○					
	旅行命令、復命等	理事又は教育次長の旅行命令、復命等に関すること。	○					
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	理事又は教育次長の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関すること。	○					
	職務専念義務の免除	理事又は教育次長の職務専念義務の免除の承認に関すること。	○					総務課長の承認を要するものを除く。
		課長等及び教育機関の長の職務専念義務の免除の承認に関すること。		○				総務課長の承認を要するものを除く。
		課員の職務専念義務の免除の承認に関すること。			○			総務課長の承認を要するものを除く。
教育機関に属する職員の職務専念義務の免除の承認に関すること。					○		総務課長の承認を要するものを除く。	
12 栄典、表彰等	叙位、叙勲又は褒章	叙位、叙勲又は褒章の授与のうち重要なものに関すること。	○					
		叙位、叙勲又は褒章の授与に関すること。		○				
		叙位、叙勲又は褒章の授与に係る手続等に関すること。			○		○	
13 補助金等	申請等	補助金等の申請等に関すること。		○				
		補助金等の申請等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○	
	交付等	補助金等の交付等に関すること。		○				
		補助金等の交付等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○	
14 貸付金	貸付決定等	貸付金に関すること。		○				
		貸付金のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○	
15 協定、協議等	国等との協議等	国、地方公共団体等との協議等に関すること。		○				
		国、地方公共団体等との協議等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		○	
	協定等の締結等	協定等(規約、覚書等を含む。以下同じ。)のうち重要なものに関すること。	○					
		協定等に関すること。		○				
協定等のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		○		

事務の種類	事項	教育長	専決権者					備考
			理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
16 計画、大綱等	策定等	計画等の策定、改定又は廃止に関する事。	○					
		計画等のうち軽易なものの策定、改定又は廃止に関する事。			○	○		
	諸手続	計画等の策定等に向けた手続、計画等策定後の手続等に関する事。			○	○		
17 附属機関	諮問等	附属機関に対する諮問等に関する事。		○				
		附属機関に対する諮問等のうち定型的なものに関する事。			○	○		
	庶務	附属機関の設置、運営等に係る手続に関する事。			○	○		
18 附属機関以外の協議会、懇談会等	設置又は廃止	協議会等の設置又は廃止に関する事。		○				
		協議会等の設置又は廃止のうち軽易なものに関する事。			○	○		
	委員の任免	委員の任免に関する事。		○				
		委員の任免のうち定型的又は軽易なものに関する事。			○	○		
	意見聴取等	協議会等への意見聴取等のうち重要なものに関する事。		○				
		協議会等への意見聴取等に関する事。			○	○		
庶務	協議会等の設置、運営等に係る手続に関する事。			○	○			
19 請願等	実施	国等に対する陳情、要望、意見等に関する事。		○				
20 統計、調査、研究等	実施等	統計、調査、研究等のうち重要なものに関する事。		○				
		統計、調査、研究等に関する事。			○	○		
21 試験、選考等	実施等	試験、選考等のうち重要なものに関する事。	○					
		試験、選考等に関する事。			○	○		
22 行政資料等	収集、作成、配布等	行政資料等のうち重要なものの収集、作成、配布等に関する事。		○				
		行政資料等の収集、作成、配布等に関する事。			○	○		
		行政資料等のうち定型的又は軽易なもの収集、作成、配布等に関する事。				○	○	
23 研修会、講習会等	開催、運営、後援等	研修会等の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
		研修会等の開催等に関する事。			○	○		
		研修会等の開催等における定型的又は軽易な事務に関する事。				○	○	
		共催、後援等に関する事。			○	○		
24 会議、説明会等	開催、運営等	会議等の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
		会議等の開催等に関する事。			○	○		
		会議等の開催等における定型的又は軽易な事務に関する事。				○	○	
25 広報及び広聴	広報及び広聴	広報及び広聴等のうち重要なものに関する事。		○				
		広報及び広聴等に関する事。			○	○		
		広報及び広聴等のうち定型的又は軽易なものに関する事。				○	○	
	パブリックコメント、公聴会等	パブリックコメントの実施、公聴会の開催等のうち重要なものに関する事。		○				
パブリックコメントの実施、公聴会の開催等に関する事。				○	○			
26 登記、供託等	登記等	登記、供託等に関する事。			○	○		
27 1～26に掲げる事務以外の意思決定	意思決定	意思決定のうち特に重要なものに関する事。	○					
		意思決定のうち重要なものに関する事。		○				
		意思決定に関する事。			○	○		
		意思決定のうち定型的又は軽易なものに関する事。				○	○	

二 補助機関名で処理する事務

事務の種類	事項	専決権者					備考
		理事及び教育次長	課長等	課長補佐等	教育機関の長	教育機関の課長等	
1 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	課長等の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事		○			
		課員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事				○	
		教育機関に属する職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事					○
	休暇、在宅勤務、欠勤等	課長等の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事		○			
		課員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事				○	
		教育機関に属する職員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事					○
	旅行命令、復命等	課長等の旅行命令、復命等に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の旅行命令、復命等に関する事		○			
		課員の旅行命令、復命等に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の旅行命令、復命等に関する事				○	
		教育機関に属する職員の旅行命令、復命等に関する事					○
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	課長等の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事	○				
		課長補佐相当職以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事		○			
		課員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事			○		
		教育機関の長及び教育機関の課長等以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事				○	
		教育機関に属する職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事					○
2 補助機関名で処理する事務のうち、1以外	理事又は教育次長名で処理する事務	理事又は教育次長名で処理する事務に関する事	○				
		理事又は教育次長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事		○			
		理事又は教育次長名で処理する事務のうち特に軽易なものに関する事			○		
	課長等名で処理する事務	課長等名で処理する事務に関する事		○			
		課長等名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事			○		
	教育機関の長名で処理する事務	教育機関の長名で処理する事務に関する事				○	
		教育機関の長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事					○